監第９８５号
平成２７年１月５日

熊本県建設産業団体連合会会長　様

土木部監理課長

公共工事に係る中間前払金制度の周知について（依頼）

平素から本県土木行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、建設工事の元請業者（以下「元請業者」という。）において施工に必要な資金確保が円滑に行えるよう、前払金及び中間前払金制度の利用を推進しているところですが、特に中間前払金の利用が少ないことから、改めて元請業者に対して当該制度の周知を図るため別添のとおりチラシを作成しました。

つきましては、当該制度について、貴団体所属の皆様へ周知いただきますようお願いします。

【問い合わせ先】
土木部監理課建設業班
担当：松　坂（内線：6021）
TEL：096-333-2485
FAX：096-381-5404

中間前払金のご案内

熊本県が発注する工事には、前払金に加え、中間前払金が利用できます。
これらを上手く活用して円滑な施工にお役立てください。

中間前払金とは、当初の前払金に追加して受領できる「２０％の前払金」のことです。

請求できる時期

- 工期の1/2を経過し、
- 工事の進捗額が請負金額の1/2以上になったとき。

中間前払金のメリット

1. 簡単な手続きで工事代金が早く受け取れます！

・ 出来高検査のような煩雑な資料作成は不要です。

2. 払出手続きが簡単です！

・ 入金後、即全額現金で払出できます。

3. 保証料がきわめて安い！

・ 保証料率は0.065％で、 1,000万円の中間前払金の場合、650円です。

©2010熊本県くまモン

【問い合わせ先】
熊本県土木部監理課（096-333-2485）
西日本建設業保証株式会社（096-364-1155）